

新たな劇場整備運営事業 実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号 改正平成30年法律第60号。以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定により、新たな劇場整備運営事業（以下「本事業」という。）の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）について公表する。

令和8年10月1日

名古屋市長

名古屋市（以下「市」という。）は、本事業について民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、PFI法に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することを予定している。

本実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成30年10月23日閣議決定、以下「基本方針」という。）、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」等に則り、本事業の実施方針として定め、ここに公表するものである。

以上

新たな劇場整備運営事業
実施方針

令和 8 年 10 月

名古屋市

目次

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項.....	1
2 特定事業の選定方法等に関する事項.....	7
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	8
1 事業者選定の方法.....	8
2 選定の手順及びスケジュール.....	8
3 応募手続き等.....	8
4 応募者の参加資格要件.....	10
5 提案の審査及び事業者の選定に関する事項.....	12
6 契約に関する基本的な考え方.....	14
7 提出書類の取扱い.....	15
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	16
1 リスク分担の考え方.....	16
2 要求する性能等.....	16
3 事業者の責任の履行の確保に関する事項.....	16
4 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項.....	16
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	18
1 立地及び土地に関する事項.....	18
2 施設要件等に関する事項.....	18
第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	20
1 係争事由に係る基本的な考え方.....	20
2 管轄裁判所の指定.....	20
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	21
1 基本的な考え方.....	21
2 本事業の継続が困難となった場合の措置.....	21
3 金融機関と市との協議.....	21
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	22
1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	22
2 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	22
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	23
1 情報公開及び情報提供.....	23

2 市会の議決.....	23
3 応募に伴う費用の負担.....	23
4 問合せ先.....	23

◆ 用語の定義

用語	定義
事業者	本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。
各業務	統括管理業務、設計業務、建設業務、既存施設の解体・撤去等業務、工事監理業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務をいう。
本敷地	本事業の敷地をいう。
本施設	新設施設及び改修施設をいう。
新設施設	本事業で新たに整備する新たな劇場をいう。
改修施設	古沢公園及び市営古沢公園駐車場をいい、市営古沢公園駐車場は古沢公園駐車場と略称する。
既存施設	名古屋市民会館をいい、現市民会館と呼称する。
実施方針等	実施方針の公表の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、実施方針及び要求水準書（案）（別紙資料及び参考資料を含む。）を示す。
入札説明書等	入札公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）並びにこれら資料に対する質問及びこれに対する回答を示した書面の全てをいう。
事業提案書	資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書、市からの質問に対する回答及び本契約締結までに提出したその他一切の提案をいう。
サービス購入料	本事業に係るサービスの対価として、市が事業者に対して支払う料金をいう。
モニタリング	事業者が実施する業務について要求水準書等を満たしているか、市が監視・確認する行為をいう。
セルフモニタリング	事業者が実施する業務について要求水準書等を満たしているか、自ら監視・確認する行為をいう。
応募者	施設の設計業務、建設業務、工事監理業務、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務の能力を有し、本事業に参加する企業又は複数企業からなるグループをいう。
構成員	応募者を構成する企業のうち、特別目的会社に出資する者をいう。
協力企業	応募者を構成する企業のうち、特別目的会社に出資を行わずに、事業開始後、事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。
代表企業	構成員のうち、応募及び事業に必要な諸手続きを一貫して担当する者をいう。
資格審査通過者	参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した者をいう。
入札参加者	資格審査通過者のうち、本事業に係る入札書及び事業提案書を期限内に提出した者をいう。
落札者	審議会から優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
審議会	PFI 法に基づく事業実施に必要な事項の検討及び事業提案書の審査を行う目的で、市が設置する学識経験者等で構成される組織をいう。

◆ 別紙資料一覧

番号	資料名
別紙 1	事業区域図
別紙 2	リスク分担表

◆ 様式一覧

番号	資料名
様式 1	現地見学会参加申込書
様式 2	実施方針等に関する質問書
様式 3	貸与資料 交付申込書
様式 4	秘密保持誓約書
様式 5	貸与資料の廃棄業務の遵守に関する報告書

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

新たな劇場整備運営事業

(2) 対象となる公共施設等の名称及び種類

ア 名称

新たな劇場、古沢公園、市営古沢公園駐車場、オープンスペース

イ 種類

劇場、公園、駐車場 等

(3) 公共施設等の管理者

名古屋市長 広沢 一郎

(4) 事業の背景及び目的

現市民会館（名古屋市民会館）は、昭和47年10月1日、名古屋市の人口が200万人を突破した記念事業として、本市の芸術文化の振興及び市民福祉の向上を図ることを目的に開館した。開館当時の新聞報道では「国立劇場しのぐ大ホール」と謳われ、本市を代表するホール施設として、長く市民に親しまれてきた。しかしながら、開館から50年以上が経過し、施設の老朽化やバリアフリーが不十分である等、様々な課題を抱えている。加えて、近年、市内の民間劇場・ホールの閉館が相次いだ影響により、現在、市内文化施設の利用率は高い水準で推移しており、公演会場となるホールの確保が困難な状況が生じている。ホール施設の利用機会の損失は、文化芸術の鑑賞機会の損失、ひいては文化芸術の衰退につながりかねない問題である。

また、現市民会館の北側に位置する古沢公園は、都市公園として昭和30年に開設され、副次都心の貴重な緑地として、市民に潤いと憩いを提供し、長年にわたって多くの市民に親しまれてきた。さらに、古沢公園直下に位置する古沢公園駐車場（市営古沢公園駐車場）は、道路の効用の保持及び円滑な道路交通の確保を図るとともに現市民会館来館者の駐車場需要に対応してきた。一方で、モータリゼーションによる駐車場需要が高まる時代から人口減少を見据えた集約連携型の都市構造の実現等の社会情勢の変化への対応や現市民会館と同様に、老朽化やバリアフリーが不十分である等、様々な課題を抱えている。

そこで本市では、令和元年度より、まちづくりや劇場建築、文化施策等の有識者による検討懇談会を開催しながら、現市民会館に代わる新たな劇場の設置目的や規模・機能の方向性、管理運営のあり方等について様々な議論を重ね、令和7年2月には新たな劇場整備・運営の基本的な方針や具体的な内容をまとめた「名古屋市新たな劇場の基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定した。

本事業においては、新たな劇場の整備等によって、現市民会館の大・中ホールの優れた機能等の継承・発展、現市民会館が抱える施設面・管理運営面の課題解消、文化芸術の創造や普及・育成及びまちの拠点としての機能強化を図ることとする。また、現市民会館等が立地する金山駅周辺のまちづくりのコンセプト「人・文化・芸術とともに育つまち」の実現にあたって、金山駅周辺地域に文化芸術が浸透するよう、文化芸術施設間の連携の強化をはじめとして、イベント等に活用できる広場やオープンスペース等の公共空間の整備やまちなかでの文化芸術活動の展開等に取り組むこととする。

本事業の実施にあたっては、PFI法に基づく特定事業として施設の設計、建設、維持管理、運営を一体的に行うことにより、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、文化芸術の裾野拡大（劇場文化の浸透）を推進するとともに、本市財政負担の軽減が図られることを期待するものである。

(5) 新たな劇場の基本理念と基本方針

新たな劇場の基本理念及び基本方針は次のとおりである（「基本計画」抜粋）。

ア 基本理念

(ア) ミッション

文化芸術の裾野拡大（劇場文化の浸透）

文化芸術に対する市民の興味を喚起し、これまで劇場に関心がなかった市民にもその魅力を届け、劇場文化を市内に幅広く浸透させることを掲げます。

(イ) 新たな劇場の目指す姿

人々が楽しみ、引き込まれ、心打たれる 文化の薫り高い名古屋の心つながる象徴拠点

本市の文化芸術を象徴するランドマークとなり、国内外から多くの人々が訪れるdestinationを目指します。また、出演者・鑑賞者だけでなく、市民にとって名古屋の誇りであり、文化芸術が活きるまち名古屋の中核施設として市内の文化振興をけん引します。

イ 基本方針

基本方針 1 | 市民が気軽に訪れる、人と文化芸術の交流結節拠点 ～感動と出会い、まちと繋がる、開かれた劇場～

- ・まち全体に文化芸術によるにぎわいを醸成する「開かれた劇場」
- ・「いつでも、誰でも、何かを経験できる」文化芸術が身近に感じられる魅力的な空間や機会を提供する劇場
- ・市民が日常的に訪れる、居心地の良い空間（居場所）を創出する劇場

基本方針 2 | 国内外から注目され、多くの市民の 誇りと親しみを呼び起こすトップクラスの上演施設

- ・高品質な劇場文化の鑑賞を通じて市民の文化芸術への関心を高めるため、国内外のトップレベルのクラシック演奏やバレエ公演等を招致可能な音響や舞台等の鑑賞環境を備える劇場
- ・軽音楽、伝統芸能、クラシック等、多様な演目に触れる機会の提供により、多くの市民が訪れる「きっかけ」を創出する劇場

基本方針 3 | 市内の多様な文化芸術活動を支え、促進する、 「名古屋発／初」の文化芸術の中核となる施設

- ・文化芸術の創造活動拠点として、名古屋ならではの文化芸術を発信する劇場
- ・文化芸術の普及・育成拠点として、充実したサポート体制を構築することで、名古屋の文化力を底上げする劇場
- ・文化芸術活動の活性化を図り、その集大成を披露する「ハレ舞台」としての存在感を発揮する劇場

ウ 新たな劇場と他の文化施設との有機的連携

新たな劇場のミッションである「文化芸術の裾野拡大（劇場文化の浸透）」を実現するため、市内文化施設のそれぞれの設置目的や役割分担を明確にするとともに、新たな劇場を中心とした文化施設間の有機的な連携により、文化芸術に対する市民の興味・関心の拡大、及び文化団体等の多様な文化芸術活動の促進を図ります。

新たな劇場を「ハレ舞台・名古屋の文化芸術発信拠点」として、市内文化施設の中核に位置付け、芸術創造センターや青少年文化センター等と連携して創造された文化芸術活動が新たな劇場へ集約され、市民文化がより活発に発信される流れや、反対に、新たな劇場で創造された文化芸術活動が、文化小劇場等の地域拠点を通じて市民の身近な所へと広が

っていく仕組みを構築します。

さらには、国内外の他都市の大規模劇場とのツアー連携等、劇場同士の横のつながりの強化も図ります。

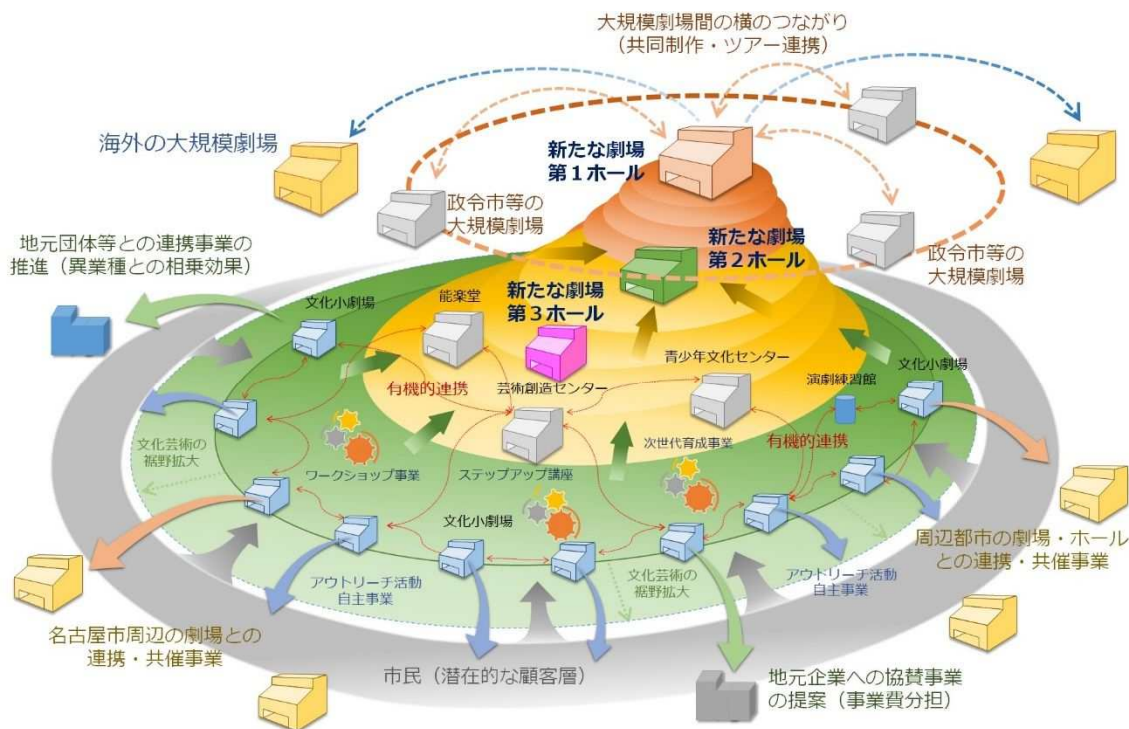


図1 新たな劇場と他の文化施設との有機的連携と文化芸術の裾野拡大のイメージ

(6) 事業の方針

本事業は、施設整備及び維持管理・運営を包括的に実施する事業であることから、事業者は、各業務の実施を総合的に管理するというだけではなく、本事業の目的が自らの目的であることを認識し、事業の円滑な進捗のために施設管理者の視点に立って、効率的かつ効果的に事業全体の調整及び管理を行うものとする。

(7) 事業範囲

事業者が、PFI 法に基づき、事業者による統括管理のもと、表 1 に示すとおり本施設及び既存施設の整備を行い、本施設の維持管理及び運営を遂行することを本事業の事業範囲とする。具体的な業務内容については、要求水準書（案）において示す。なお、設計業務、建設業務、既存施設の解体・撤去等業務及び工事監理業務をあわせて「整備業務」、維持管理業務及び運営業務をあわせて「維持管理・運営業務」という。

表 1 本事業の対象施設

施設群		名称	整備の内容
本施設	新設施設	新たな劇場	現市民会館の建替え
	改修施設	古沢公園、古沢公園駐車場	改修
既存施設		現市民会館（古沢公園駐車場との連絡通路を含む）	解体・撤去

ア 統括管理業務

- ・統括マネジメント業務
- ・総務・経理業務
- ・事業評価業務
- ・その他統括管理業務において必要な業務

イ 設計業務

- ・事前調査及びその関連業務
- ・設計業務（基本設計・実施設計）
- ・各種関係機関との調整業務
- ・セルフモニタリング業務
- ・障害者に関わる団体等へのヒアリング等実施業務
- ・その他設計業務において必要な業務

ウ 建設業務

- ・寄贈品等移設業務
- ・建設業務着手前業務
- ・建設業務及びその関連業務
- ・完工後業務
- ・什器・備品設備等設置業務
- ・施設の引渡し業務
- ・各種関係機関との調整業務
- ・セルフモニタリング業務
- ・障害者に関わる団体等へのヒアリング等実施業務
- ・その他建設業務において必要な業務

エ 既存施設の解体・撤去等業務

- ・解体・撤去に係る事前調査及びその関連業務
- ・解体・撤去に係る設計業務
- ・解体・撤去に係る工事着手前業務
- ・解体・撤去工事業務及びその関連業務
- ・完工後業務
- ・各種関係機関との調整業務
- ・セルフモニタリング業務
- ・その他解体・撤去等業務において必要な業務

オ 工事監理業務

- ・工事監理業務
- ・工事監理状況の報告業務
- ・各種関係機関との調整への協力業務
- ・セルフモニタリング業務
- ・その他工事監理業務において必要な業務

カ 開業準備業務

- ・運営体制整備業務
- ・使用申請管理システム整備業務
- ・供用開始前の貸館事業に係る業務
- ・事前広報・宣伝活動業務
- ・ブランディング業務
- ・ネーミングライツ導入支援業務
- ・開業記念式典及び内覧会等開催業務
- ・供用開始前の維持管理業務
- ・セルフモニタリング業務
- ・その他開業準備業務における必要な業務

キ 維持管理業務

- ・建築物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・舞台設備保守管理業務
- ・什器・設備等保守管理業務
- ・外構保守管理業務
- ・古沢公園維持管理業務
- ・植栽管理業務
- ・駐車場維持管理業務

- ・修繕業務
- ・清掃業務
- ・環境衛生管理業務
- ・警備業務
- ・安全管理及び非常時対応業務
- ・セルフモニタリング業務
- ・その他維持管理業務において必要な業務

ク 運營業務

- ・貸館事業に係る業務
- ・催事等の開催支援業務
- ・自主事業に係る業務
- ・総合案内業務
- ・広報・宣伝業務
- ・ブランディング業務
- ・イベント・コミュニティスペース運營業務
- ・飲食・物販スペース運營業務
- ・自動販売機スペース運營業務
- ・駐車場運營業務
- ・セルフモニタリング業務
- ・災害・事故対応業務
- ・施設利用者に対するサービス向上のための事業
- ・その他事業者の提案による業務

(8) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、事業者が自らの提案をもとに本施設及び既存施設の整備業務を行った後、市に新設施設の所有権を移転し、事業者が本施設の開業準備業務及び維持管理・運營業務を行う方式（BT0（Build Transfer Operate）方式）により実施する。本事業の開業準備業務及び維持管理・運營業務について、市は、事業者を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に基づく指定管理者として指定する予定である。

なお、設計・建設期間中において、市は事業者に対し、本事業に供する土地を無償で使用するものとする。

(9) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 32 年 3 月 31 日までとする。

(10) 事業スケジュール

令和 17 年 10 月 1 日の新たな劇場の開館（供用開始日）（以下「供用開始日」という。）を前提に、事業スケジュールを表 2 のとおりとする。

表 2 全体事業スケジュール

事項	業務	事業期間等
全体	統括管理	契約締結日 ～ 令和 32 年 3 月 31 日
新たな劇場	設計	契約締結日 ～ 事業者提案
	解体・撤去	解体設計業務の完了検査後 ～ 事業者提案
	建設	設計業務の完了検査後 ～ 事業者提案
	維持管理	引渡し後 ～ 令和 32 年 3 月 31 日
古沢公園	設計	契約締結日 ～ 事業者提案
	建設	設計業務の完了検査後かつ移管後※ ～ 事業者提案
	維持管理	移管後※ ～ 令和 32 年 3 月 31 日
古沢公園駐車場	設計	契約締結日 ～ 事業者提案
	建設	設計業務の完了検査後かつ移管後※ ～ 事業者提案
	維持管理	引渡し後 ～ 令和 32 年 3 月 31 日

事項	業務	事業期間等
全体	開業準備	事業者提案 ～ 供用開始日の前日
	供用開始	令和 17 年 10 月 1 日以前で事業者提案
	運営	供用開始日 ～ 令和 32 年 3 月 31 日

※古沢公園関係は緑政土木局、古沢公園駐車場は住宅都市局から観光文化交流局への移管後

(11) 事業者の収入及び費用に関する事項

ア 市が支払うサービス購入料

市は、事業者が行う統括管理業務、整備業務、開業準備業務、維持管理・運営業務に関する費用につき、事業者の提案金額を基に決定した金額をサービス購入料として事業者に支払う。

(ア) 整備業務に係る対価

市は、事業者が本事業に要する費用のうち、整備業務及び当該業務に係る統括管理業務にかかる対価を、市と事業者が締結する事業契約に定めるところに従って支払うものとする。

なお、市は、当該費用に相当する対価のうち、入札説明書等に定める一定額を設計・建設期間中の各年度末及び業務完了時に一括して支払い、その残額を維持管理・運営期間中において分割して支払うものとする。

(イ) 開業準備に係る対価

市は、事業者が本事業に要する費用のうち、開業準備業務及び当該業務に係る統括管理業務にかかる対価を、市と事業者が締結する事業契約に定めるところに従って支払うものとする。

なお、市は、当該費用に相当する対価のうち、入札説明書等に定める一定額を、開業準備期間中の四半期あるいは各年度末に一括して支払うものとする（支払い時期については入札説明書等の中で示す。）。

(ウ) 維持管理・運営業務に係る対価

市は、事業者が本事業に要する費用のうち、維持管理・運営業務及び当該業務に係る統括管理業務にかかる対価を、市と事業者が締結する事業契約に定めるところに従って指定管理料として支払うものとする。

イ 施設運営収入

事業者は、維持管理・運営業務を実施することにより、次の施設運営収入を自らの収入として直接収受することができるものとする。

(ア) 利用料金収入

- ・名古屋市民会館条例（昭和 47 年名古屋市条例第 42 号。以下「施設条例」という。）第 3 条に定める利用料金

利用料金の設定に関する詳細は、要求水準書（案）において示す。

なお、利用料金の増額等にあたっては、使用料の増額等に係る市民への周知期間の確保に関する条例（平成 22 年名古屋市条例第 39 号）の趣旨により、周知期間を置く必要があるため、変更時期について、市と協議する必要がある。また、施設条例改正等により利用料金の基準額が改定された場合は、改定による利用料金収入の増減や必要な対応に伴うサービス購入料の改定等について、改めて協議する。

(イ) 自主事業収入

- ・事業者の実施する自主事業（鑑賞事業、創造活動事業、普及・育成事業、交流・まちづくり事業）による収入（入場料、参加料等）

(ウ) その他収入

- ・飲食・物販スペース運営業務による収入
- ・自動販売機スペース運営業務による収入
- ・事業者が獲得する補助金・協賛金等による収入
- ・その他事業者の提案等による業務による収入

ウ 事業者が支払う貸付料等

事業者が実施する飲食・物販スペース運営業務については、市より行政財産の貸付け（以下「貸付け」という。）を受け、名古屋市財産条例に基づく実例価額を基準とした貸付料の金額を提案し、市に納付すること。詳細は、要求水準書（案）において示す。

事業者が実施する自動販売機スペース運營業務については、市より行政財産の貸付け又は公園施設の設置許可を受け、貸付料又は使用料の金額を提案し、市に納付すること。詳細は、要求水準書（案）において示す。

エ 事業者が支払う目的外使用に係る使用料

その他事業者の提案による業務にあたって、施設条例の設置目的外の事業を実施する場合について、指定管理者の指定とは別に、市より行政財産目的外使用許可（以下「目的外使用許可」という。）を受け、使用料を納付することとする。詳細は、要求水準書（案）において示す。

(12) 事業に必要な根拠法令等

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）のほか、都市計画法、建築基準法、都市公園法をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 特定事業の選定にあたっての考え方

市は、PFI 法、基本方針及び「VFM (Value for Money) に関するガイドライン」などを踏まえ、市自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に本事業が実施されると認められる場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を PFI 法第 7 条に定める「特定事業」として選定する。

(2) 特定事業の選定手順

市は、特定事業の選定にあたり、次の手順により客観的評価を行う。

ア 公共負担の定量的評価

本事業を市自らが実施する場合の公共負担額と PFI で実施する場合の公共負担額を比較することにより定量的に評価する。

イ PFI で実施することの定性的評価

本事業を PFI で実施する場合に、本施設の整備及び維持管理・運営の水準の向上が確認されること、市の求めるスケジュールに間に合うこと等、一連の業務を民間事業者に委ねることにより期待される効果について、定性的な観点から評価する。

ウ 上記ア、イを踏まえた総合評価

上記の定量的評価及び定性的評価並びに本実施方針等に関する質問、意見及び提案を総合的に勘案し、本事業を PFI で実施することの適否を評価する。

(3) 特定事業の選定結果の公表

市は、本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせて、速やかに市公式ウェブサイトにおいて公表する。なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札方式を採用するものとする。なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、調達手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令372号）が適用される。

2 選定の手順及びスケジュール

事業者の選定に当たっては、表3の手順及びスケジュールで実施することを予定している。

表3 選定の手順及びスケジュール

日程	内容
令和8年10月1日	実施方針等の公表
令和8年10月21日	現地見学会の参加申込受付締切
令和8年11月9日	現地見学会の実施
令和8年11月13日	実施方針等に関する質問受付締切
令和8年12月25日	実施方針等に関する質問回答の公表
令和9年4月上旬	入札公告、入札説明書等の公表・交付
令和9年4月下旬	入札説明書等に関する質問受付締切
令和9年5月下旬	入札説明書等に関する質問回答の公表
令和9年6月上旬	参加表明の受付（資格審査書類の受付）
令和9年6月中旬	資格審査結果の通知
令和9年6月下旬	入札説明書等に関する質問受付締切（2回目）
令和9年7月下旬	入札説明書等に関する質問回答の公表（2回目）
令和9年8月中旬	官民対話の実施
令和9年9月下旬	入札書、事業提案書の受付
令和9年12月中旬	落札者の決定
令和10年1月上旬	基本協定の締結
令和10年2月上旬	仮契約の締結
令和10年3月	事業契約の締結

3 応募手続き等

（1）現地見学会

本事業への民間事業者の参入促進のため、次のとおり、現地見学会を開催する。参加希望者は、「様式1 現地見学会参加申込書」を令和8年10月21日（水）17時までに名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課へ提出すること。提出方法の詳細は、様式1を参照すること。

開催日時：令和8年11月9日（月）13時30分から15時00分（予定）まで

開催場所：説明会 Niterra 日本特殊陶業市民会館（名古屋市民会館）

（名古屋市中区金山一丁目5番1号）

現地見学会 現市民会館、古沢公園及び古沢公園駐車場

※来場は、公共交通機関を利用すること。Niterra 日本特殊陶業市民会館の駐車場は利用不可とする。

（2）実施方針等に関する質問受付、回答公表

実施方針等の公表日から令和8年11月13日（金）17時までの間、名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課において、実施方針等に関する質問を電子メールにて受け付ける。電子メールの件名欄に必ず、「【新たな劇場整備運営事業】実施方針等に関する質問書」と記入すること。なお、本事業に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。質問の書式については、「様式2 実施方針等に関する質問書」を参照すること。問に対する回答は、令和8年12月25日（金）に公表する予定である。

なお、質問に対する回答は、質問者をはじめとした民間事業者の特殊な技術、ノウハウ等、

民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認めるものを除き、市公式ウェブサイトにおいて公表する。

(3) 資料の貸与

様式に定める書類の提出を条件とし、貸与資料の交付を次のとおり行う。資料の交付を希望する者は、事前に第8の4に記載の問合せ先に連絡すること。

ア 申込方法

貸与資料の交付を希望する者は、「様式3 貸与資料交付申込書」及び「様式4 秘密保持誓約書」を第8の4に記載の問合せ先に直接又は郵送等にて提出すること。貸与資料の交付方法については、提出資料の内容が確認できた者に対して別途通知する。

イ 貸与資料の交付

受付期間：令和8年10月21日（水）～入札書・事業提案書の受付締切まで

貸与場所：名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課

ウ 廃棄・返却

貸与資料の交付を受けた者は、その使用を終えた時点で責任を持って廃棄又は返却し、「様式5 貸与資料の廃棄業務の遵守に関する報告書」を令和10年3月31日（金）までに、第8の4に記載の問合せ先に直接又は郵送等にて提出すること。

(4) 特定事業の評価及び選定、公表

市は、実施方針等に対する民間事業者等からの意見を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することの適否を評価し、PFI事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表する。

(5) 入札公告、入札説明書等の公表・交付

市は、実施方針等に対する民間事業者等からの質問・意見等を踏まえ、入札公告を令和9年4月に行い、入札説明書等を市公式ウェブサイトにおいて公表・交付する。

(6) 入札説明書等に関する質問受付、回答公表

入札説明書等に記載されている内容について質問を受け付けるものとする。

その質問に対する回答は、資格審査通過者をはじめとした民間事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き市公式ウェブサイトにおいて公表する。なお、質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

(7) 参加表明の受付（資格審査書類の受付）、資格審査結果の通知

本事業の応募者から参加表明書及び資格審査に必要な書類を受け付け、資格審査を行い、審査結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書の提出方法、時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示す。また、資格審査を通過しなかった応募者は、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

(8) 官民対話の実施

資格審査通過者を対象に、市は、官民対話を実施する予定である。①市の意向（本事業の特性・コンセプト、提案を求めたいポイント等）への理解を促進、②官民の役割分担やリスク分担への齟齬の最小化、③本事業において市が要求する施設整備水準・サービス水準（以下「要求水準」という。）の未達の防止、④それらを以て創意工夫の発揮により優れた提案を求めることを主な目的として実施する予定である。

その結果内容（質疑応答等）については、当該資格審査通過者の特殊な技術・ノウハウ等、その権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあると認めるものを除き市公式ウェブサイトにおいて公表する予定である。

なお、具体的な実施内容・方法については、入札説明書等において示す。

(9) 入札書及び事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき入札書及び本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。なお、入札書及び事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示す。

また、入札保証金は、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 5 条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

4 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成員及び協力企業

応募者は、構成員及び協力企業により構成される者とし、参加表明書の提出時に構成員及び協力企業の企業名並びにそれらが関わる業務について明らかにするものとする。なお、構成員及び協力企業の定義は、次のとおりである。

- ・「構成員」とは、特別目的会社に対して出資する者であり、特別目的会社が直接業務を委託し又は請負わせることを予定する者とする。
- ・「協力企業」とは、特別目的会社に対して出資を行わない者であり、特別目的会社が直接業務を委託し又は請負わせることを予定する者とする。

(2) 応募者の構成等

- ア 応募者は、本事業について次の業務を実施する企業が構成員又は協力企業として含まれるグループとする。
- ・本施設の統括管理業務を行う企業
 - ・本施設の設計業務を行う企業
 - ・本施設の建設業務を行う企業
 - ・本施設の工事監理業務を行う企業（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 条の 6 第 4 項の規定に基づき配置するものとする。）
 - ・本施設の開業準備業務を行う企業
 - ・本施設の維持管理業務を行う企業
 - ・本施設の運営業務を行う企業
- イ 複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合は、主たる業務を担う少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。ただし、建設業務と工事監理業務については、兼務することはできず、また、これらの各業務にあたる者の間に資本面若しくは人事面において関連がある場合、これらの者がそれぞれ建設業務と工事監理業務を担当することはできない。
- ウ 応募者の構成員及び協力会社が、他の応募者の構成員又は協力会社として入札に参加することはできないものとする。
- エ 応募者は、構成員の中から代表企業を定めることとし、代表企業が手続きを行うこととする。

(3) 応募者の参加要件等

応募者の構成員及び協力企業となる企業は、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の要件を満たすこと。

- ア PFI 法第 9 条の規定に該当しない者
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- エ 令和 9・10 年度名古屋市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- オ 入札公告の日から落札者決定前までの間に名古屋市指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日付け 15 財用第 5 号）に基づく指名停止の措置を受けていない者
- カ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

- キ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者
- ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続きの申立てを含む。）
- ケ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- コ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立てがなされていない者（同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）
- サ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告にかかる入札に参加しようとししない者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。
- シ 入札公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がないものであること。
- ス 以下に示す者でないこと。又は、これらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
 - ・ 審議会の委員、又は当該委員が属する企業
 - ・ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
 - ・ 株式会社安井建築設計事務所
 - ・ 株式会社ジャスト
 - ・ 渥美坂井法律事務所弁護士法人
 - ・ 公益財団法人名古屋文化振興事業団

（４）各業務にあたる者の参加要件

ア 設計業務にあたる者

- （ア）令和 9・10 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「測量・設計」、申請品目「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- （イ）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- （ウ）公告日の前日までに、元請あるいは代表構成員（共同企業体としての実績の場合）として、観客席数（固定席）の合計が 1,100 席以上かつ延べ面積が 12,000 m²以上のホール等の新築工事に係る設計の実績を有する者であること。

イ 建設業務にあたる者

- （ア）令和 9・10 年度名古屋市競争入札参加資格「建築工事 A 等級」の認定を本公告に係る入札の開札日までに受けている者であること。（ただし、一般共同企業体を除く。）
- （イ）建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を有していること。
- （ウ）令和 9・10 年度名古屋市競争入札参加資格審査申請書に添付して提出した経営事項審査結果通知書において建築一式工事の総合評点が 1,100 点以上であること。
- （エ）公告日の前日までに、元請あるいは代表構成員（共同企業体としての実績の場合）と

して、観客席数（固定席）の合計が 1,100 席以上かつ延べ面積が 12,000 m²以上のホール等の新築工事に係る建設の実績を有する者であること。

ウ 工事監理業務にあたる者

（ア）令和 9・10 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「測量・設計」、申請品目「建築設計・監理（工事管理）」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

（イ）上記ア（イ）に同じ。

（ウ）上記ア（ウ）に同じ。

エ 開業準備業務にあたる者

（ア）令和 9・10 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「業務委託」、申請品目「施設の運営・管理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

（イ）平成 29 年 4 月 1 日以降、公告日の前日までに、1 年以上の建築物（ホール等）の運営実績を有する者であること。

オ 維持管理業務にあたる者

（ア）令和 9・10 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「業務委託」、申請品目「施設の運営・管理」または「保守・点検・修理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

（イ）平成 29 年 4 月 1 日以降、公告日の前日までに、1 年以上の建築物（ホール等）の維持管理実績を有する者であること。

カ 運営業務を行う者

（ア）上記エ（ア）に同じ。

（イ）上記エ（イ）に同じ。

（５）応募者の構成員等の変更

応募者の参加表明書の提出から落札者決定までの間における失格及び構成の変更の基準は、次のとおりである。

ア 応募者における構成員等が参加資格要件を欠いた場合の措置は、以下のとおりである。

代表企業	応募者は失格
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き、応募者は失格

イ 応募者における構成員等の変更可否は、以下のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由（※）で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可

※やむを得ない事由の例

- ・事業の譲渡等に伴い会社が合併又は分割するとき
- ・解散又は清算に伴い会社が消滅するとき
- ・参加表明を行っていた事業を廃止するとき

５ 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

（１）審査に関する基本的な考え方

審議会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された事業提案書の審査を行う。審議会の意見を受けて市が定める落札者決定基準は、入札説明書等において示す。また、市は、審議会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。なお、市又は審議会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがある。

（２）審議会の設置

市が設置した審議会は、表 4 の 5 名の委員により構成される。

なお、応募者が、落札者決定前までに、審議会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合、応募者は失格とする

表 4 審議会委員

役職	氏名	所属（役職・肩書）
会長	福島 茂	名城大学都市情報学部 教授
副会長	勝又 英明	東京都市大学 名誉教授
委員	永井 聡子	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授
委員	林 健次郎	宮城県文化振興財団宮城県立劇場準備室 室長
委員	二村友佳子	二村友佳子オフィス 公認会計士・税理士

（会長及び副会長を除く委員は 50 音順、敬称略）

（３）審査手順

審査は、資格審査と提案審査の２段階にて実施する。

提案審査では、提案価格のみならず、事業全体の基本的考え方、事業計画、施設整備計画、維持管理計画及び運営計画等の事業提案を審議会が総合的に評価する。各審査の主な視点は以下のとおりである。

ア 資格審査

参加表明書とあわせて提出された資格審査書類をもとに、市は入札説明書等で示した参加要件及び資格等の要件等についての確認審査を行う。

資格審査通過者は、事業提案書を提出することとなる。

なお、提案様式等の詳細については、入札説明書等において示す。

イ 提案審査

（ア）基礎審査

市において、入札参加者により提出された事業提案書について、基礎審査項目を充足していることを確認する。

はじめに市は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行う。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認対象とし、範囲外の入札参加者は失格とする。

続いて、市は、事業提案書に記載されている内容が、入札説明書等に記載している事項をはじめ、本事業の基本的条件及び要求水準を充足していることについて確認する。その結果、一つでもその要件に適合していない場合は、入札参加者に確認の上、失格とする。

なお、基礎審査項目の詳細については、入札説明書等において示す。

（イ）総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して、審議会での評価検討に基づき、最も優秀な提案を行った者を優秀提案者として選定する。

なお、審査事項は以下の事項を想定しており、審査基準等の詳細については、落札者決定基準として入札説明書等において示す。ただし、参加者が多数になると見込まれる場合は、提案審査を多段階により実施することがある。

【審査事項（想定）】

- ・ 事業実施に係る事項
- ・ 施設整備に関する事項
- ・ 開業準備業務に関する事項
- ・ 維持管理に関する事項
- ・ 運営に関する事項
- ・ 価格に関する事項 等

（４）落札者の決定・公表

市は、審議会の報告を基に落札者を決定する。市は、審議会が決定した優秀提案結果とあわせて、落札者の決定結果を入札参加者に通知するとともに公表する。

なお、落札者決定から事業契約締結までの間における落札者の失格及び構成の変更は次のとおりである。

ア 落札者における応募各社が不正 2 事由（※）に該当した場合の措置は以下のとおりである。

代表企業	不正 2 事由に該当した場合に限り、応募者は失格
代表企業を除く構成員	
協力企業	不正 2 事由に該当した場合で、市が協力会社の変更を認めた場合、応募者を失格としない

※不正 2 事由

- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条、第 8 条第 1 号若しくは第 19 条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- ・贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 落札者における応募各社の変更可否は、以下のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由（※）で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可
協力企業	市が変更を認めた場合は可

※やむを得ない事由の例

- ・事業の譲渡等に伴い会社が合併又は分割するとき
- ・解散又は清算に伴い会社が消滅するとき
- ・参加表明を行っていた事業を廃止するとき

（５）事業者の選定

市と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行い、事業契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定する。ただし、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

（６）事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、応募者あるいは入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者の提案によっても市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、最終的に事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがあり、この場合、その旨を速やかに市公式ウェブサイトで公表する。

6 契約に関する基本的な考え方

（１）基本協定の締結

市と落札者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各社の本事業における役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項等を規定した基本協定を特別目的会社の設立までに締結する。

（２）特別目的会社の設立等

- ア 事業予定者は、事業契約の仮契約締結までに会社法（平成 17 年法第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社を設立し、構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の 50%を超えるものとし、かつ代表企業は最大出資者になるものとする。なお、特別目的会社は、名古屋市内に設立するものとする。
- イ 特別目的会社は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。
- ウ 特別目的会社は、市が認める場合を除き、本事業以外の事業を実施できないものとする。
- エ 特別目的会社の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。ただし、設計・建設期間終了後における構成員間の譲渡（出資比率の変更）については認

めるものとする。

(3) 事業契約の締結

市は、基本協定締結後、事業者と本事業の契約に関する協議を行い、事業契約の仮契約を締結し、名古屋市会の議決を経た後に事業契約を締結するものとする。

なお、事業契約書案については入札説明書等において公表する。

7 提出書類の取扱い

(1) 案書類の取扱い

入札参加者より提出を受けた提案書類は、返却しないものとする。

(2) 著作権等

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、提案書作成者に帰属する。なお、市は、本事業においての公表時及びその他市が必要と認める場合には、入札参加者の承諾がある場合にのみ事業提案書の全部または一部を無償で利用できるものとする。

また、入札参加者が提出した事業提案書類は、情報公開請求の対象となり、公開・非公開の決定にあたって、市は入札参加者の意見を聴くものとする。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担する。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

1 リスク分担の考え方

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、基本方針に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。事業者が担当する業務については、事業者責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」などを踏まえ、原則として「別紙2 リスク分担表」によるものとする。

なお、詳細事項については、実施方針等に対する質問及び意見の結果を踏まえ、事業契約書案として入札説明書等において示す。

2 要求する性能等

本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、入札説明書等において示す。なお、民間事業者は提案内容に基づく諸条件を踏まえて、施設の機能が十分発揮できるように各業務を行うものとする。

なお、実施方針等に関する質問及び意見の結果を踏まえ、本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、入札説明書等において示す。

3 事業者の責任の履行の確保に関する事項

(1) 事業者の責任の履行について

事業者は、事業契約書に従って責任を履行すること。

(2) 契約保証金の納付等

事業契約の締結にあたっては、建設工事の履行を確保するために、履行保証保険付保等による設計・建設期間中及び解体・撤去期間中の履行保証を行うことを想定している。

なお、詳細については入札説明書等において示す。

4 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

(1) モニタリングの目的

市は、事業契約に定める要求水準の達成状況や事業者が提供するサービス内容や財務状況を把握する為に、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。

モニタリングの実施にあたっての具体的な時期及び方法に関しては、入札説明書等において提示し、事業契約書に規定するものとするが、詳細な実施方法については、事業契約締結後に市と事業者とが協議を行い決定するものとする。

(2) モニタリングの実施時期

市が実施するモニタリングの実施時期は以下を想定しているが、実施時期やその詳細な手続き等については、入札説明書等において示す。

ア 設計業務の着手前

イ 設計業務の完了時（既存施設の解体・撤去等、基本設計業務、実施設計業務）

ウ 建設業務の着手前（既存施設の解体・撤去等、新設施設、改修施設）

エ 建設業務の期間中（既存施設の解体・撤去等、新設施設、改修施設）

オ 建設業務の完了時（既存施設の解体・撤去等、新設施設、改修施設）

カ 開業準備期間

キ 維持管理・運営期間

(3) モニタリングの費用の負担

市が実施するモニタリングに係る費用は、市が負担するものとする。事業者は市が実施するモニタリングに関する人的経費等については自らの負担により市に協力するものとする。モニタリングに係る費用の詳細については入札説明書等において示す。

(4) モニタリング結果に対する措置

モニタリングの結果、事業者の実施する業務内容が、事業契約書に定められた水準を満たしていないと判断した場合、市は事業契約書に定める規定に従い、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができるものとする。

しかし、市が改善勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告対象となった事項が改善されない場合、市は、事業者に対しサービス購入料の減額及びその他の措置を講ずるものとする。さらに改善されない場合、市が事業契約を解除することもありうる。

改善勧告やサービス購入料の減額等のモニタリングに係る詳細な手続き等については入札説明書等において示す。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地及び土地に関する事項

本敷地は、市民会館街区及び古沢公園街区で構成され、敷地概要及び都市計画等にかかる基本条件は表5のとおりである。

その他、本事業の立地に関する事項については、「別紙1 事業区域図」に示す。

表5 敷地概要

項 目	概 要
事業区域	名古屋市中区金山一丁目5番1号、3番1号、廃道部分
区域面積	20,468.36 m ²
用途地域	商業地域
指定容積率	800% / 500%
指定建蔽率	80%
防火地域	防火地域（集団防火） / 準防火地域
高度地区	指定なし
その他 地域地区	特定用途誘導地区（都心地区）
	駐車場整備地区
	緑化地域（緑化率10%）
	都市機能誘導区域内
	居住誘導区域内（要安全配慮区域）

2 施設要件等に関する事項

既存施設の概要については、「別紙1 事業区域図」における「2 既存施設の施設概要」に示すこととし、新設施設の施設要件等は、表6及び表7のとおりである。

表6 新設施設の施設要件

計画敷地	事業区域のうち古沢公園を除いた範囲
区域面積	20,468.36 m ² （古沢公園を含む）
延べ面積	約30,900 m ²
機 能	ホール機能（第1ホール、第2ホール）、創造・活動拠点機能、交流機能、管理関係、外構
配 置	事業者提案による
構 造	事業者提案による
階 数	事業者提案による

表7 新設施設の施設構成

機能	基本コンセプト	施設名称	概要
ホール機能	聴くホール	第1ホール	- 本市の文化芸術を象徴し、現在の大ホールが果たしている劇場機能を継承するホール - 音楽を中心とした国内外アーティストの質の高い演奏を「聴くホール」 - 客席数2,100席以上 - 上記や要求水準書（案）の「第2施設の機能及び性能に関する要求水準1(1)ア(ア)」の利用を主体とするがミュージカルや、バレエ、舞踊等の演劇や、講演会等の利用も想定した多目的ホールとする。

機能	基本コンセプト	施設名称	概要
	観る・魅せる ホール	第2ホール	・演劇・舞踊から伝統芸能の公演まで、現在の中ホールが果たしている劇場機能を継承するホール ・市民の文化芸術活動のハレの場としても選ばれる「観る・魅せる」ホール ・客席数 1,400 席以上 ・上記や要求水準書（案）の「第2施設の機能及び性能に関する要求水準1(1)ア(イ)」の利用を主体とするが、音楽や和太鼓、講演会などの利用も想定した多目的ホールとする。
創造・活動拠点機能 ／ 交流機能	あらゆる 人々の 交流結節拠点	スタジオ	・音楽・演劇・ダンス等の練習の場 ・最先端の演出にも対応可能な音響や照明等の設備を備え、本番利用にも対応可能とする ・各ホールのリハーサル室を兼ねる
		練習室	・合唱や吹奏楽、バンド等の電子・電気楽器、ダンス等を練習できる空間
		会議室	・各種会議や研修等、多用途での利用が可能 ・各ホールの控室としても利用可能な配置とする
		共通ロビー	・施設共通のロビー空間 ・鑑賞目的のない人でも気軽に訪れることができる、常に開かれた場所
		にぎわい・交流スペース イベント・コミュニティスペース	・共通ロビーに面した共用部に、日常的にイベント等を開催可能なスペースを設け、にぎわいや交流を創出する
		飲食・物販スペース	・共通ロビーや通りに面した位置に、併設施設としてカフェやショップ等を設け、施設のにぎわいと市民の交流を創出する
その他		情報スペース	・共通ロビーに面して市内の文化芸術に関する情報を一元的に集約・発信するスペースを設け、市民が文化芸術に触れる機会を創出する
		管理機能（管理事務室、舞台管理事務室、防災関連 等）、駐車場 等	

第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従い、市が決定するものとする。

2 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約の規定に従い次の措置をとるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが事業契約に規定する要求水準を満たさない場合、その他事業契約で規定する事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対し、一定期間に改善を図るように勧告し、改善方策の提出・実施を求めることができるものとする。また、このような勧告にもかかわらず改善が認められない場合、市は、事業契約を解除することができる。

この場合、事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業契約に規定する市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

この場合、市は事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) その他事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力等、その他市及び事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

3 金融機関と市との協議

事業の継続性を確保する目的で、市は、事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関と直接協定（ダイレクトアグリーメント）を締結する場合がある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等を想定していない。

ただし、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、事業契約書の定めに従い、市と事業者で協議を行うものとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 設計・建設段階における設計費及び建設費の一部支払

市は、設計費及び建設費の一部について、市債等により調達し、設計・建設期間に事業者を支払う予定である。

(2) その他財政上及び金融上の支援

特に予定していない。

第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 情報公開及び情報提供

市は、本事業に関する情報提供を、市公式ウェブサイトを通じて適宜行う。

2 市会の議決

(1) 債務負担行為の設定

市は、債務負担行為の設定に関する議案を令和 9 年 2 月に開催される定例会に提出する予定である。

(2) 事業契約の締結等

市は、事業者との契約内容の合意後、仮契約を締結し、市が当事者となる事業契約の締結に関する議案を令和 10 年 2 月に開催される定例会に上程し、議決を経た上で事業契約を締結する予定である。

(3) 指定管理者の指定

事業者を指定管理者として指定することに係る、指定管理者の指定に関する議案については、令和 14 年 11 月に開催される定例会に提出する予定である。

3 応募に伴う費用の負担

本事業の入札に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

4 問合せ先

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課
(名古屋市役所本庁舎 5 階)

- ・所在地：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
- ・電話：052-972-3181
- ・メールアドレス：a3181@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp
- ・市公式ウェブサイト：<https://www.city.nagoya.jp>

以上